

京都市消防局告示第1号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改正します。

平成18年9月29日

京都市消防局長 折坂 義雄

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表中

「

北区金閣寺町 鹿苑寺	境内全域(指定喫煙所を除く。)
------------	-----------------

」

を

「

北区金閣寺町 鹿苑寺	境内全域
------------	------

」

に、

「

境内全域
公開建造物内

」

を

「

境内全域(指定喫煙所を除く。)
公開建造物内

」

に、

「

中京区壬生賀陽御所町 旧神先家住宅	邸内全域
中京区御幸町通二条下る山本町 日本キリスト教団京都御幸町教会	礼拝堂内部
中京区壬生賀陽御所町 旧神先家住宅	主屋内部

」

を

「

中京区壬生賀陽御所町 旧神先家住宅	邸内全域
	主屋内部
中京区御幸町通二条下る山本町 日本キリスト教団京都御幸町教会	礼拝堂内部

」

に改めます。

(消防局予防部)